

ダンプトラック等による過積載等の防止について

請負者は、当該工事を実施するに当たり、過積載等の防止のため、共通仕様書記載事項及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のある事業者がダンプトラック等の過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する処置を講じること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材等の購入に当たって、下請業者及び骨材業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」
(昭和42年8月2日法律第131号)の目的にかんがみ、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (7) 車両総重量8 t以上または最大積載量5 t以上のダンプトラック等(以下「大型ダンプトラック」という。)を使用して土砂等を現場外へ搬出する場合、請負者は適正に点検整備された「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計の技術上の基準を定める省令」に基づく技術基準に適合する自重計を有する車両の使用を徹底すること。
- (8) 請負者は、大型ダンプトラックに備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限を確認し、その複写を整理保管し、監督職員からの請求があった場合には、直ちに提示すること。
- (9) (1)～(8)について、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
- (10) 土砂等の運搬計画、積載量の管理・点検方法、積載量監視責任者の職氏名、工事関係者への過積載防止の周知・啓発活動、その他過積載の防止対策に関する事項について施工計画書に記載すること。

※なお、当該工事については、「ダンプトラック等過積載防止対策要領」(奈良県ホームページに記載)に従い監督、指導するものとする。